

第4章 緑の保全及び緑化のための施策

本章では、本計画の基本理念「人と自然が共生する 豊かで健幸なまち ～緑を守り 緑ある暮らし～」を実現するために必要な施策を示します。

なお、施策の整理にあたっては、基本理念に5つの基本姿勢を反映し、8つの視点ごとに、その基本目標・施策方針に基づいて整理を行います。その際、基本姿勢の1つである「緑の多機能化とまち全体での機能共有」の視点から、個々の施策がどの緑(自然・農地・公園・道路・建物)を対象としたものであるかも併せて整理するものとします。



市の木 メタセコイア

端正な樹形や四季折々に変化する葉色が美しいメタセコイアは、石炭の元になった木であり、「生きた化石」として知られ、公園や街路などに多く植えられています。

4-1 全体像

基本理念

人と自然が共生する 豊かで健幸なまち ～^{みどり}緑を守り ^{えん}縁ある暮らし～

基本姿勢

- ① 量から質への転換
- ② 社会情勢の変化への柔軟な対応
- ③ 緑の多機能化とまち全体での機能共有
- ④ 賢い運用と適切な維持管理
- ⑤ 市民や事業者との協働による質の向上

視点	基本目標・施策方針	対象とする緑の種類					施策
		自然	農地	公園	道路	建物	
環境保全	【基本目標】 豊かな自然や農地と共生するまち 【施策方針】 緑地や河川、農地等の保全・管理	○					① 法令等に基づく山林の保全
		○					② 河川環境の保全
		○					③ 市街地の良好な緑地の保全
			○				④ 農用地の保全
							○
生物多様性保全	【基本目標】 多様な生物と共生するまち 【施策方針】 多様な生物の生息・生育環境の保全	○					① 生物の生息地の保全
		○					② 生息環境に配慮した整備
		○	○	○	○	○	③ エコロジカルネットワークの形成
						○	④ 学校敷地内での生物生息環境の確保
まち並み形成	【基本目標】 水・緑・歴史文化が融け合う情緒あふれる安らぎのまち 【施策方針】 歴史文化と一体となり、景観の質を高める緑の創出	○					① 集落内の樹林地の保全
		○					② 水辺景観を構成する緑の創出
		○				○	③ 歴史・文化資源と一体となった緑の保全と創出
			○				④ 耕作放棄地を活用した景観形成
			○				⑤ 田園住居地域の指定等による都市農地の積極的な保全
					○		⑥ 市民参加による緑豊かな公園づくり
						○	⑦ 道路緑化の推進
						○	⑧ 民間施設の緑化推進
					○	○	⑨ 主要駅周辺のシンボル性ある緑化の推進
					○	○	⑩ 沿道緑化の推進



視点	基本目標・施策方針	対象とする緑の種類					施策
		自然	農地	公園	道路	建物	
にぎわい創出	【基本目標】 市内のいたるところで交流とにぎわいが生まれるまち 【施策方針】 緑を活用したにぎわい拠点の形成	○					① 河川空間を利用したイベント等の運営促進
		○			○	○	② 広域観光ルートの景観形成
			○				③ 新たな特産品の開発・販売
					○		④ 筑豊炭田跡地の利活用
					○		⑤ 都市公園における公募設置管理制度(Park-PFI)等の導入検討
						○	⑥ 水・緑・歴史のネットワークの形成
健幸増進	【基本目標】 若者からお年寄りまで、身近な場所でレジャーや運動を楽しむまち 【施策方針】 健康・福祉の増進に向けたあらゆる緑の活用		○				① 市民農園等の活用
				○			② 健康増進に向けた公園の活用
				○			③ レクリエーション拠点としての公園づくり
				○			④ スポーツ・レクリエーション拠点エリアの形成
		○			○		⑤ 散策ルートの形成
					○		⑥ 歩いて暮らせるまちづくりに向けた道路整備
子育て・教育	【基本目標】 子ども達が自然とふれあいながら遊び、学べるまち 【施策方針】 緑を通じた遊び場や学びの場の形成	○					① 里山の保全と環境教育への活用
		○					② 自然環境とふれあうイベントの開催
		○				○	③ 緑に関する学習機会の推進
			○				④ 子ども達の農業体験機会の提供
防災・減災	【基本目標】 災害発生時にみんなが安全に避難できるまち 【施策方針】 オープンスペースの防災機能強化	○					① 斜面緑地の保全
		○					② 総合的な治水対策の推進
			○				③ 災害抑制のための農地保全
				○			④ 公園の防災機能強化
				○		○	⑤ 避難場所の確保
維持管理・運営	【基本目標】 将来に渡り緑を大切に活かすまち 【施策方針】 持続可能でニーズに合わせた緑地運営と協働による維持管理	○				○	① 山林の維持管理
		○					② 河川の維持管理
		○	○	○	○	○	③ 市民参加の推進と充実
		○	○	○	○	○	④ 人材の登録と育成
			○				⑤ ため池の維持管理
			○				⑥ 農用地の維持管理
				○			⑦ 公園面積の20%の用途変更
				○			⑧ 既存公園の維持管理の効率化
				○			⑨ 公園施設長寿命化計画の推進

視点	基本目標・施策方針	対象とする緑の種類					施策
		自然	農地	公園	道路	建物	
				○			⑩ 民間による市民緑地の整備・管理の促進
		○	○	○	○	○	⑪ 緑に関する情報の提供
				○			⑫ 公園・緑地の維持管理方法の検討
		○				○	⑬ 地元の協力による指定文化財の管理
		○	○	○	○	○	⑭ 表彰制度の検討



4-2 各視点施策の内容

4-2-1 環境保全

① 法令等に基づく山林の保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 法令に基づき保全されている山林は、関係機関と調整を図りながら今後も保全します。

② 河川環境の保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 遠賀川や穂波川の水質改善や生活環境改善に向けて、市民の協力と理解を得ながら、公共下水道、浄化槽設置等、各地域に最も適した整備を進めます。

③ 市街地の良好な緑地の保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 高宮風致地区は、市街地の良好な自然環境を有する地区として維持していきます。
- オートレース場南側のまとまりある緑地、「筑豊富士」と呼ばれるポタ山等は、都市に潤いをもたらす貴重な緑として、風致地区の指定や市民緑地等による適切な保全策を検討します。

④ 農用地の保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 農業振興地域整備計画を踏まえ、農業振興地域内の農用地は優良農用地として、保全を図ります。

⑤ 公共施設緑化の推進

自然 農地 公園 道路 建物

- 公共公益施設では敷地内緑化に努めます。特に施設の改築・新築等に際しては、緑化スペースの確保に努めます。

4-2-2 生物多様性保全

① 生物の生息地の保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 里山やホタルが生息する環境の残っている河川等は、生物とふれあう場として保全を図ります。

② 生息環境に配慮した整備

自然 農地 公園 道路 建物

- 河川改修では、治水に配慮しながら、水質保全施策や多自然川づくり等、生物の生息環境に配慮した川づくりに努めます。

③ エコロジカルネットワークの形成

自然 農地 公園 道路 建物

- 緑地の保全や緑化の推進にあたっては、生物多様性確保の観点から、動植物の供給源となる山林や田畑と市街地内の公園や樹林地、建物敷地内の緑等が、街路樹や河川・水路などで結ばれたエコロジカルネットワークの形成に配慮します。

④ 学校敷地内での生物生息環境の確保

自然 農地 公園 道路 建物

- 学校敷地内では、環境教育の面から、校内で生物生息環境となる樹木や草花の植栽に努めます。

4-2-3 まち並み形成

① 集落内の樹林地の保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 集落内のまとまりある樹林地は、里山としての良好な環境を構成する要素として、所有者や地域の協力により保全に努めます。

② 水辺景観を構成する緑の創出

自然 農地 公園 道路 建物

- 遠賀川、穂波川などの水辺のネットワークを構成する河川では、良好な都市環境を提供する空間として、市民との協働により、河川沿いにコスモスやスイセン等の季節感を感じられる草花の植栽に努めます。
- 遠賀川河川敷広場については、市民との協働や関係機関との連携により、市民のやすらぎの場となるよう、彩りある植栽を進めます。

③ 歴史・文化資源と一体となった緑の保全と創出

自然 農地 公園 道路 建物

- 綱分八幡宮、大分八幡宮、小正西古墳、川島古墳、鹿毛馬神籠石、立岩遺跡等、地域の歴史・文化資源と一体となった樹林地は、貴重な歴史的風土を形成する資源として整備・保全します。

④ 耕作放棄地を活用した景観形成

自然 農地 公園 道路 建物

- 緑の拠点を結ぶ幹線道路沿道では、耕作放棄地を活用して、レンゲやコスモスのある田園風景など、郷土感や季節感のある風景の演出を促進します。

⑤ 田園住居地域の指定等による都市農地の積極的な保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 2018(平成 30)年、用途地域に田園住居地域が新たに追加されました。本市においても、必要に応じて田園住居地域への用途地域指定を検討し、田畑と市街地の共存を図っていきます。



⑥ 市民参加による緑豊かな公園づくり

自然 農地 公園 道路 建物

- 愛着ある公園づくりに向けて、花壇・樹木の種類検討や植栽等への市民参加を促していきます。

⑦ 道路緑化の推進

自然 農地 公園 道路 建物

- 潤いのある緑のネットワーク化を進めるため、幹線道路の街路樹、河川沿いの緑化を推進し、主要な公園や緑地、遊歩道をつなぎ、緑の連続性を確保していきます。
- 主要な幹線道路では、飯塚の風土に適した街路樹、草花を植栽するとともに、通行の安全に配慮して統一感のある快適な道路づくりを進めます。

⑧ 民間施設の緑化推進

自然 農地 公園 道路 建物

- 住宅地では、緑豊かな居住環境を形成するため、敷地の緑化を推進するとともに、緑化コンテスト、表彰制度等の緑化推進活動を促進する取組を検討します。良好な緑の環境をもつ住宅地では、良好な住環境の維持向上に努めます。
- 本市では 2010(平成 22)年から、つる性の植物をネットに絡ませて夏の日差しを遮る「自然のカーテン」をつくるとともに、緑豊かなまち並みを形成するため、ゴーヤの苗を配布する「緑のカーテンプロジェクト」を実施しており、この取組を今後も継続していきます。
- 商店街等の商業集積地では、駐車場回りや店舗入口付近の緑化、フラワーポット設置等による緑の環境づくりを促進し、魅力と特色のある景観づくりを促進します。
- 工業地については、周辺の住環境や自然環境と調和した操業環境の維持促進を図ります。
- 新規に開発される民有地や既存の緑豊かな民有地に対しては、地区計画、緑地協定の締結等を働きかけていきます。
- 大規模集客施設や集合住宅等、大規模建築物の建築にあたっては、適切な緑が確保されるよう緑化を働きかけていきます。

⑨ 主要駅周辺のシンボル性ある緑化の推進

自然 農地 公園 道路 建物

- 中心市街地の玄関口である新飯塚駅、飯塚駅における駅前広場や駅前の道路は、飯塚市の顔となるようシンボル性の高い緑化を進めます。

⑩ 沿道緑化の推進

自然 農地 公園 道路 建物

- 旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)周辺、長崎街道内野宿は、地域の協力を得ながら、歴史情緒が感じられる落ち着いたまち並みに調和した沿道緑化を促進します。

4-2-4 にぎわい創出

① 河川空間を利用したイベント等の運営促進

自然 農地 公園 道路 建物

- 河川敷をにぎわいある水辺空間として積極的に活用するため、2011(平成 23)年に河川敷地占用許可準則が改正され、河川空間における民間事業者のイベント等の運営が可能となりました。そこで本市においても、遠賀川の河川敷等において民間事業者によるイベント等の運営を検討します。

② 広域観光ルートの景観形成

自然 農地 公園 道路 建物

- 飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町では、定住自立圏の形成と目指すべき将来像の実現に向けて、広域観光ルートの構築を進めています。そこで選定された観光資源及び観光ルートの緑化や自然地に関し、魅力ある自然・まち並み景観の形成を図ります。

③ 新たな特産品の開発・販売

自然 農地 公園 道路 建物

- 市内の農産品や畜産品を使用した新たな特産品を開発・販売し、観光PRを行うとともに、今後はブランド認証制度等を制定し、特産品の価値向上を図ります。

④ 筑豊炭田跡地の利活用

自然 農地 公園 道路 建物

- 「筑豊炭田遺跡群」が2018(平成 30)年10月に国指定史跡となったことを受け、「目尾(しゃかのお)炭坑跡」との一体的な公園設備を推進します。

⑤ 都市公園における公募設置管理制度(Park-PFI)等の導入検討

自然 農地 公園 道路 建物

- 2017(平成 29)年に都市公園法が改正され、都市公園内においてカフェ・レストラン等を設置・運営するとともに、その運営利益を活用して公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度(Park-PFI)」が新たに設けられました。そこで本市においても、公園の魅力向上や財政負担軽減の観点から、民間活力を活用した新たな都市公園の整備・管理手法として、「公募設置管理制度(Park-PFI)」等の導入を検討します。

⑥ 水・緑・歴史のネットワークの形成

自然 農地 公園 道路 建物

- 健康づくりや、自然・歴史とのふれあいの場である公園と歴史観光拠点をつなぐアクセス道路の整備を計画的に進めます。



4-2-5 健幸増進

① 市民農園等の活用

自然 農地 公園 道路 建物

- 所有者の協力を得ながら、市民が緑や農業に親しむ場として、また健康増進の場として、シルバー農園や市民農園等の利活用を促進します。

② 健康増進に向けた公園の活用

自然 農地 公園 道路 建物

- 公園の改修にあたっては、バリアフリー化を推進するとともに、健康遊具等の設置を検討し、健康増進に向けた公園の有効活用に配慮します。
- 広域公園である筑豊緑地は、多くの人々が散策や多様なスポーツイベント等に利用する公園として、県と協議しながら活用を図ります。

③ レクリエーション拠点としての公園づくり

自然 農地 公園 道路 建物

- 郊外に位置する公園やレクリエーション施設については、散策や運動を楽しむなど、自然エリアでのレクリエーション拠点に位置づけます。
- 市街地内の比較的大きな公園については、主として市民にとって身近な憩いの場などのためのレクリエーション拠点として位置づけます。

④ スポーツ・レクリエーション拠点エリアの形成

自然 農地 公園 道路 建物

- 市民公園及びその周辺は、交通便利地域の適性を活かし、市内各所に点在する施設を集約することで、スポーツ・レクリエーション拠点エリアの形成を目指すとともに、本エリア周辺に公園整備を行います。

⑤ 散策ルートの形成

自然 農地 公園 道路 建物

- 遠賀川河川敷内の園路や河川沿い道路、飯塚緑道等を活かし、サイクリングや散策、水辺とのふれあいが楽しめ、歴史観光拠点を回遊できる散策ルートの形成を図ります。

⑥ 歩いて暮らせるまちづくりに向けた道路整備

自然 農地 公園 道路 建物

- 車中心から人中心の空間活用へと転換を図るため、歩いて暮らせるまちづくりに向けた環境整備に努めます。

4-2-6 子育て・教育

① 里山の保全と環境教育への活用

自然 農地 公園 道路 建物

- 市街地近郊や集落と一体となった良好な里山は、飯塚市森林整備計画に基づき、下刈、不良木の除去、登山道・遊歩道等の整備を行い、自然とのふれあいや環境教育の場として保全・活用を図ります。

② 自然環境とふれあうイベントの開催

自然 農地 公園 道路 建物

- 身近な自然環境への関心を深め、環境意識の向上を図るため、子ども達や親子連れを対象に自然や生き物とふれあう自然体験イベントを開催します。
- 市民参加型のイベントである「I LOVE 遠賀川」や「花壇コンクール」を継続し、市民の環境意識啓発に努めます。

③ 緑に関する学習機会の推進

自然 農地 公園 道路 建物

- 小中学校や緑の育成に係る活動を行っている各種団体等と連携し、環境学習や郷土学習、さらには身近な地域資源に関する学習機会の拡充に努めます。
- 市民団体との協働により、緑化方法や植物の紹介、維持管理方法等に関する定期的な講習会を開催します。
- 日常的に取り組まれている環境保全活動を周知するほか、様々な環境啓発イベントの開催をとおして、市民に向けた環境保全意識の啓発を図ります。

④ 子ども達の農業体験機会の提供

自然 農地 公園 道路 建物

- 子ども達が自然や農業について学び、慣れ親しむ機会を提供するため、市民農園や農地の一部を活用して、子ども達が農業体験を行う機会を提供します。

4-2-7 防災・減災

① 斜面緑地の保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 老朽木造住宅が斜面に密集する地区や集落地背後の傾斜地においては、土砂災害や延焼を防止するため、緑地の保全に努めます。

② 総合的な治水対策の推進

自然 農地 公園 道路 建物

- 国・県管理の河川について、計画的な河川改修を要望していきます。
- 浸水被害を低減するため、排水施設の整備・改善等、総合的な治水対策を推進します。



③ 災害抑制のための農地保全

自然 農地 公園 道路 建物

- 市街地への浸水被害の低減対策として、遠賀川、穂波川、庄内川等、河川近傍のまとまりある農地を保全します。

④ 公園の防災機能強化

自然 農地 公園 道路 建物

- 公園・緑地は、災害時の避難場所や延焼防止のための援衝帯にもなることから、適切な配置と維持管理を図り、防災機能を備えた公園の整備を検討します。

⑤ 避難場所の確保

自然 農地 公園 道路 建物

- 公園や小中学校グラウンドなどの公共施設に加え、低未利用地や駐車場等の民間施設も含めて、災害避難場所の確保に努めます。

4-2-8 維持管理・運営

① 山林の維持管理

自然 農地 公園 道路 建物

- 水源かん養や地球温暖化防止等、山林の持つ多様な機能を維持するため、飯塚市森林整備計画に基づき、下刈、不良木の除去を行うなど、山林の適正な維持管理を進めます。
- 関係機関と連携し、国産材の住宅建築活動への利用を促進します。
- 遠賀川源流の森づくり活動等、市民の森林づくりへの参加を促進します。

② 河川の維持管理

自然 農地 公園 道路 建物

- 遠賀川をはじめとする河川では、市民参加による河川清掃を継続して進めます。
- 遠賀川河川敷広場については、市民との協働で利活用に関する協議・検討を行い、やすらぎと魅力ある水辺空間の形成に努めます。

③ 市民参加の推進と充実

自然 農地 公園 道路 建物

- 地区の身近な都市公園をはじめ、良好な樹林地、耕作放棄地等について、土地所有者に緑の保全や創出の必要性を認識してもらい、理解と協力を得ながら、市民参加による維持管理・保全活動を進めます。
- 地域で行われている公園や河川の環境美化活動に対して、より多くの市民や事業者の参加を促し、環境に対する意識を高めていきます。活動にあたっては、子どもや高齢者、障がい者をはじめ多くの市民が参加できるように、取組内容についても配慮していきます。

④ 人材の登録と育成

自然 農地 公園 道路 建物

- 市民団体や行政による緑化講師、樹木医等の専門家の派遣、活動リーダーの育成、登録ボランティア等による緑の維持管理作業等、市民が緑化活動に参加できる仕組みをつくり、市民による緑化活動や緑の維持管理を支援します。

⑤ ため池の維持管理

自然 農地 公園 道路 建物

- 市内に約 380 箇所あるため池は、農地のかんがい、防災、自然環境保全等、多様な機能を有しており、適切な保全・改修や維持管理に努めます。

⑥ 農用地の維持管理

自然 農地 公園 道路 建物

- 集落営農組織等への農地利用集積や中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の活用により、耕作放棄地の抑制に努めます。
- 農地の利用状況調査を実施するとともに、適正管理がなされていない所有者等に対して今後の農地利用に関する意向を確認することで、農地の適正管理を意識づけ、耕作再開を促します。

⑦ 公園面積の 20%用途変更

自然 農地 公園 道路 建物

- 公園面積の 20%用途変更に向け、地元との協議や優先度等を考慮し、段階的に公園の統合・集約や機能分担を図っていきます。

⑧ 既存公園の維持管理の効率化

自然 農地 公園 道路 建物

- 公園の管理状況を踏まえた上で、雑草対策用の路面整備等を行い、公園維持管理の効率化を図ります。

⑨ 公園施設長寿命化計画の推進

自然 農地 公園 道路 建物

- 公園施設長寿命化計画に基づき、更新時期を迎えた公園施設については、計画的に改修・更新を行い、多くの方が安全で安心して快適に利用できるように努めます。

⑩ 民間による市民緑地の整備・管理の促進

自然 農地 公園 道路 建物

- 2017(平成 29)年に都市緑地法の一部が改正され、民間による市民緑地の整備を促す制度が創設されるとともに、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充が行われました。そこで本市においても、財政負担を軽減しながら市民緑地の整備・管理を行っていくため、同制度の概要について積極的な広報を行っていきます。



⑪ 緑に関する情報の提供

自然 農地 公園 道路 建物

- 緑化イベント、緑化に関わる市民・事業者の取組の紹介等、市のホームページや広報を活用し、総合的に市民に情報を提供できる仕組みを整えていきます。

⑫ 公園・緑地の維持管理方法の検討

自然 農地 公園 道路 建物

- 地域住民・事業者・行政との協働により、都市公園や緑地の適切な維持管理を行います。その際、維持管理の必要性等を十分に説明し、地域住民や事業者等が参加しやすい環境を整え、憩いや交流の場として清潔で安全に利用できる公園を目指します。
- 児童遊園・開発遊園・その他の遊公園は、地域の憩いの場、レクリエーションの場として、地域住民の理解と協力を得ながら、協働による維持管理に努めます。

⑬ 地元の協力による指定文化財の管理

自然 農地 公園 道路 建物

- 「鎮西村のカツラ」、「明星寺のボダイジュ」等の指定天然記念物については、地元の協力を得ながら管理・保全に努めていきます。

⑭ 表彰制度の検討

自然 農地 公園 道路 建物

- 緑化の手本や励みになるように、住宅や事業所等の緑化コンクールの開催、緑の維持や普及に貢献した市民や市民団体、事業者等に対する表彰制度を検討します。